

令和4年2月2日

郡市区等医師会長 殿

一般社団法人大阪府医師会
会長 茂松 茂人
(公印省略)

新型コロナウイルス感染症のまん延を踏まえた外来診療・検査にかかる
公費の取扱いについて

大阪府より、標記に関して、令和4年1月28日付で連絡がありました。

今般、オミクロン株の感染まん延を踏まえ、診療・検査医療機関等への受診に一定の時間を要する状況になっていることから、同居家族等の陽性者と濃厚接触の可能性のある方について、医師の判断に基づき臨床症状のみで診断した疑似症患者の医療費について、検査で陽性となり診断した患者（確定例）と同様の取扱いになるとされています。

従いまして、疑似症患者の医療費は公費負担医療として請求することになります。

疑似症患者とは、「発熱、呼吸器症状、発しん、消化器症状又は神経症状その他感染症を疑わせるような症状のうち、医師が一般に認められている医学的知見に基づき、集中治療その他これに準ずるものが必要であり、かつ、直ちに特定の感染症と診断することができないと判断したもの。（感染症法第14条第1項に規定する厚生労働省令で定める疑似症）」とされています。

つきましては、誠にお手数ではございますが、貴会会員へご周知賜りますようお願い申し上げます。

記

■令和4年1月28日付 感企第4350号 大阪府健康医療部保健医療室長通知

1. 医療費について

疑似症患者として診断後の療養期間中において、当該感染症の治療に必要と医師が判断した場合は、検査で陽性となった患者（確定例）と同様、医療費は公費対象となります。【保険者負担＋公費負担】

なお、以下の医療費は公費負担の対象外となります。

○疑似症患者の診断前における医療費【保険者負担＋自己負担】

○療養解除後の後遺症等治療にかかる医療費【保険者負担＋自己負担】

2. 外来診療における公費負担者番号及び公費負担医療の受給者番号について

療養期間中に外来診療を提供した場合において、診療報酬請求時に必要な公費負担者番号及び公費負担医療の受給者番号は、以下のとおりです。

○公費負担者番号：保健所から患者（疑似症患者を含む。）へ発行する医療費公費（外来診療公費）負担通知に記載しています。

※自宅療養・宿泊療養における公費負担者番号（大阪府内医療機関共通）
：28270601

※新型コロナウイルスの検査料及び検査判断料を請求する際の公費負担者番号（検査公費）とは異なります。

○公費負担医療の受給者番号：9999996（共通の7桁）

【例1】2月1日に受診し疑似症患者と診断。その後当日に、解熱剤を処方した場合。

⇒・初診料、院内トリージ料等（診断に関わらず請求するもの）：公費対象外
・処方料等（※）（医師が当該感染症の治療に必要と判断したもの）：公費対象
（外来診療公費）

【例2】2月1日に疑似症患者と診断。2月3日に受診し解熱剤を処方した場合。

⇒再診料、院内トリージ料、処方料等（※）：公費対象（外来診療公費）

【例3】2月1日に抗原定性検査を実施し陽性となり、患者（確定例）として診断。

その後当日に、解熱剤を処方した場合。

⇒・初診料、院内トリージ料等（診断に関わらず請求するもの）：公費対象外
・検査料、検査判断料：公費対象（検査公費）
・処方料等（※）（医師が当該感染症の治療に必要と判断したもの）：公費対象
（外来診療公費）

🔊例3の場合、2種類の公費負担者番号でそれぞれ請求する必要があります。

※（大阪府医師会補足）

上記の例1～例3において、保健所に発生届を提出した場合、外来診療に係る「救急医療管理加算1（診療報酬上臨時的取扱）（COV・外来診療）」（950点）が算定できる。：公費対象（外来診療公費）

【大阪府医師会補足例】

○自宅療養者（感染症法に基づく医師の届出が完了した者）に電話・通信情報機器を用いた診療を行った場合

⇒・電話初・再診料、二類感染症患者入院診療加算（電話等初・再診料・診療報酬上臨時的取扱）、処方料等（医師が当該感染症の治療に必要と判断したもの）：公費対象

（公費負担者番号：28270601、受給者番号：9999996）

【参考】新型コロナウイルス感染症患者の医療費公費負担について

<https://www.pref.osaka.lg.jp/iryo/osakakansensho/coronairyouhi.html>

【連絡先】

大阪府健康医療部保健医療室感染症対策企画課
感染症・検査グループ TEL : 06-4397-3204

担当事務局 : 大阪府医師会 保険医療課 電話 06-6763-7001

地域医療1課 電話 06-6763-7012